別表第１備考６②㋑LP102の表の次に次の表を加える。

LP200		
内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
—	—	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G
注　1　容器等級Ⅱの要件に適合するものでなければならない。 L2　容器は、通常の運送状態において、エアゾールの危険な移動及び偶発的噴射を防止するように設計及び製造されなければならない。国連番号が1950の危険物（廃棄エアゾールに限る。）に関して、運送中に液体が漏れないように容器内に保持する手段を講じなければならない。引火性の環境及び圧力上昇を防止するため、適切に換気しなければならない。		

別表第１備考６②㋑LP904の表注１中「蓄電池及び損傷又は欠陥のある蓄電池を収納する装置は、」を「リチウムイオン電池及び組電池、リチウム金属電池及び組電池並びにこれらの単電池及び組電池が組み込まれた装置は、容器に」に改める。

別表第１備考６③㋑IBC03の表注中B11の次に次のように加える。

B19　国連番号が3532及び3534の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。

別別表第１備考６③㋑IBC05の表中「B2」を「B21」に改める。

別表第１備考６③㋑IBC06の表注２中B2を削り、B12の次に次のように加える。

B21　固体危険物について、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該IBC容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

別表第１備考６③㋑IBC07の表注３中B1の次に次のように加える。

B4　フレキシブルIBC容器、ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

B18　国連番号が3531及び3533の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。

別別表第１備考６③㋑IBC07の表注３中「B2」を「B21」に改める。

別表第１備考６③㋑IBC08の表注２中B2を削り、B6の次に次のように加える。

B21　容器等級Ⅱの危険物及び国連番号が1374、2590及び2823の危険物に関して、IBC容器（金属製又は硬質プラスチック製のものを除く。）は非開放型の貨物輸送ユニット又は当該容器の上端を超える高さの堅固な側板を備えたコンテナ若しくは自動車に収納して運送されること。

別表第１備考６③㋑IBC520の表3109の項中

ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド （濃度が72質量％以下の水溶液）	31A	1250		

を

ターシャリーブチルクミルパーオキサイド	31HA1	1000		
ターシャリーブチルハイドロパーオキサイド （濃度が72質量％以下の水溶液）	31A	1250		

に

改める。

別表第１備考６③㋑IBC520の表3119の項中

ジ(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート （濃度が62質量％以下であって、安定な水分散体としたもの）	31A	1250	-20	-10

を

ジ(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート （濃度が62質量％以下であって、安定な水分散体としたもの）	31A	1250	-20	-10
	31HA1	1000	-20	-10

に

ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート （濃度が42質量％以下で、安定な水分散体としたもの）	31A	1250	10	15

を

1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート （濃度が67質量％以下であって、希釈剤Aを含有するもの）	31HA1	1000	15	20
ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート （濃度が42質量％以下で、安定な水分散体としたもの）	31A	1250	10	15

に

改める。

別表第１備考６⑥の表SP327の項②中「LP02」を「LP200」に改める。

別表第１備考６⑥の表SP962の項一中「該当する自動車又は装置」を「該当する自動車」に改め、「又は内燃機関」を削り、同項一⑤中「リチウム合金電池」を「リチウム金属電池」に、「危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件」を「IMDGコード2.9.4の規定」に改め、「ただし、」のほか「試作品又は生産数量が100個以下のリチウムイオン電池若しくはリチウム金属電池であって、」を加え、同項一⑥を次のように改める。

⑹　リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に損傷又は欠陥がある場合は、当該電池を自動車から取り外し、SP376の規定に従って運送すること。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した場合は、この限りではない。

別表第１備考７の表SW28の項の次に次のように加える。

SW29	引火点が23℃以上の燃料を搭載している国連番号が3528の危険物は、「A」とすることができる。